

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成30年1月18日(木)
社会・援護局



今回の生活保護基準等の見直しの概要(1)

<生活保護基準の検証方針>

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

<生活扶助基準の検証結果>

- 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡
- 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較
→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

<有子世帯における加算措置の見直し>

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。 また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

<検証結果の反映>

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3年間の段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることにしている。

今回の生活保護基準等の見直しの概要(2)

<その他の生活保護世帯の子ども等に対する支援>

○ 来年度予算案では、このほかにも、以下のような生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもに対する支援を充実。また、貧困の連鎖を防ぎ、生活困窮者の自立を促進するための法律改正案の国会提出も検討中。

(1) 大学等への進学への支援 17億円(新規)

生活保護世帯の子どもへの大学等への進学を支援するため、進学準備給付金(仮称)支給。
また、世帯分離の取扱いは維持するが、自宅から通学する場合の住宅扶助減額は行わない。
(一時金は平成30年度入学者より対象。自宅生10万円、自宅外生30万円)

(2) 生活保護世帯に対する家計相談支援の強化 2.3億円(新規)

大学等への進学を予定している子どもがいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を強化。

(3) 子どもの学習支援事業等の推進 12億円(増額)

子どもの貧困対策の観点から、小学生や高校生世代について子どもの学習支援事業の充実を図る。

生活保護基準の見直し案

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒見直し後:月1万円／高校生まで

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒見直し後:平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 教育扶助・高等学校等就学費

ー クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合

ー 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合

ー 高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給

※ 見直しは平成30年10月に実施。

世帯類型別の見直し影響 ①

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)
 <検証結果をそのままあてはめた場合と▲5%以内の減額緩和措置適用後>

生活扶助本体＋
 児童養育加算＋母子加算

平成30年10月
 見直し額(案)

世帯類型	級地	現行基準額①	検証結果②	増減率 (①/②)	▲5%以内 緩和措置適用		現行基準額④	新基準額⑤	増減率	H30年10月～	
						増減率					
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	14.8万円	14.5万円	-2.4%	-	-	15.8万円	15.5万円	-2.3%	15.7万円	-0.8%
	2級地の1	13.5万円	13.5万円	0.2%	-	-	14.5万円	14.5万円	0.2%	14.5万円	0.1%
	3級地の2	12.0万円	12.6万円	5.0%	-	-	13.0万円	13.6万円	4.6%	13.2万円	1.5%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	18.5万円	16.0万円	-13.7%	17.6万円	-5.0%	20.5万円	19.6万円	-4.5%	20.2万円	-1.5%
	2級地の1	16.9万円	14.9万円	-11.4%	16.0万円	-5.0%	18.9万円	18.0万円	-4.5%	18.6万円	-1.5%
	3級地の2	14.4万円	13.9万円	-3.8%	-	-	16.4万円	15.9万円	-3.4%	16.2万円	-1.1%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	11.5万円	12.0万円	4.9%	-	-	14.7万円	14.9万円	0.9%	14.8万円	0.3%
	2級地の1	10.4万円	11.3万円	8.6%	-	-	13.5万円	14.0万円	3.5%	13.6万円	1.2%
	3級地の2	9.3万円	10.5万円	13.4%	-	-	12.2万円	13.1万円	7.0%	12.5万円	2.3%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	15.5万円	14.6万円	-6.1%	14.7万円	-5.0%	20.0万円	19.2万円	-4.1%	19.7万円	-1.5%
	2級地の1	14.1万円	13.6万円	-3.6%	-	-	18.4万円	17.7万円	-3.6%	18.2万円	-1.2%
	3級地の2	12.4万円	12.7万円	2.1%	-	-	16.5万円	16.6万円	0.8%	16.6万円	0.3%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	16.3万円	14.7万円	-9.5%	15.5万円	-5.0%	19.7万円	19.9万円	0.7%	20.4万円	3.4%
	2級地の1	14.8万円	13.8万円	-7.1%	14.1万円	-5.0%	18.1万円	18.2万円	0.6%	18.8万円	3.9%
	3級地の2	12.7万円	12.8万円	0.5%	-	-	15.8万円	16.8万円	5.8%	16.8万円	6.2%
若年単身世帯 (50代)	1級地の1	8.0万円	7.5万円	-6.1%	7.6万円	-5.0%	-	-	-	7.9万円	-1.7%
	2級地の1	7.2万円	7.0万円	-2.7%	-	-	-	-	-	7.2万円	-0.9%
	3級地の2	6.5万円	6.6万円	1.9%	-	-	-	-	-	6.5万円	0.6%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0万円	12.2万円	1.6%	-	-	-	-	-	12.1万円	0.5%
	2級地の1	10.8万円	11.4万円	5.1%	-	-	-	-	-	11.0万円	1.7%
	3級地の2	9.7万円	10.6万円	9.7%	-	-	-	-	-	10.0万円	3.2%

世帯類型別の見直し影響 飯田市（3級地の1）

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)

世帯類型	給地	現行基準額①
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳) 3人世帯	3級地の1	12.5万円
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、中学生と小学生) 4人世帯	3級地の1	15.2万円
母子世帯 (子1人、30代親、小学生) 2人世帯	3級地の1	9.7万円
母子世帯 (子2人、40代親、中学生、小学生) 3人世帯	3級地の1	12.9万円
母子世帯 (子2人、40代親、高校生、中学生) 3人世帯	3級地の1	13.3万円
若年単身世帯 (50代) 1人世帯	3級地の1	6.8万円
若年夫婦世帯 (50代夫婦) 2人世帯	3級地の1	10.1万円

生活扶助本体 + 児童養育加算 + 母子加算

現行基準額④	新基準額⑤	増減率
13.5万円	13.9万円	2.8%
17.2万円	16.4万円	-4.4%
12.7万円	13.6万円	7.0%
17.1万円	17.1万円	0.0%
16.5万円	17.2万円	4.4%
-	-	
-	-	

平成30年10月 見直し額

H30年10月～		H24比較	
13.6万円	0.7%	14.1万円	-3.5%
17.0万円	-1.2%	18.4万円	-7.6%
12.9万円	1.6%	13.0万円	-0.8%
17.0万円	-0.6%	17.9万円	-4.9%
17.3万円	4.8%	17.7万円	-2.3%
6.8万円	0.0%	6.7万円	1.5%
10.4万円	3.0%	10.2万円	2.0%

